

令和4年4月21日公安委員会会議概要

日時

令和4年4月21日（木）午前9時40分から午後2時05分までの間

出席委員

外山委員長、小長谷委員、長澤委員、稲田委員、松永委員

第1 審議・報告案件

県警から、次のとおり報告を受けた。

1 令和3年度中における監察実施結果について【警務部】

(1) 訓令に基づく監察の実施結果

計画監察については、年間計画に基づき、監察担当者が警察署に赴き、署員に対する応問等により取組の推進状況及び指導教養の浸透状況等を検証した。

随時監察については、計画によらず、随時、監察担当者が各所属及び交番等に赴き、服装、勤務状況及び証拠品の管理状況等について確認した。

(2) 警察庁及び管区局による監察の受監結果

県の監察と同様に、職員に対する質問や関係簿冊の確認が行われ、昨年度中、警察庁の監察は1回、管区局の監察は3回受監した。

2 春の危険業務従事者叙勲伝達式の開催について【警務部】

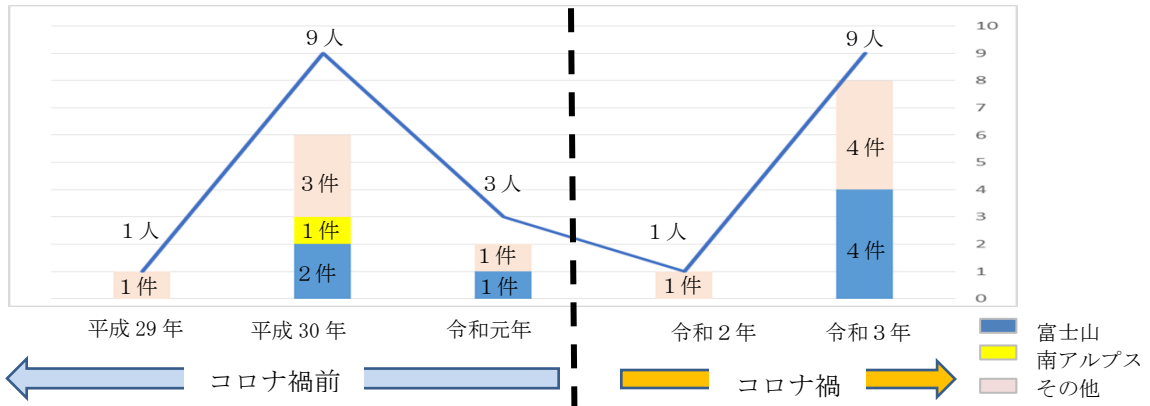
叙勲伝達式は、令和4年5月9日（月）警察本部において、公安委員会委員長、警友会会長に参列していただき、本部長が伝達を行う。

受章者は、瑞宝双光章 22人、瑞宝単光章 22人の44人である。

3 春の連休期間中における山岳遭難防止対策について（4月29日～5月8日までの10日間）【地域部】

(1) 発生状況（過去5年の春の連休期間中における山岳遭難発生状況）

○ 推移



○ 令和3年の状況（コロナ禍前との比較）

前年より大幅に増加し、コロナ禍前と同等の発生状況であった。

(2) 春山の特徴

○ 汗ばむほどの陽気から、天候急変により気温が真冬並みに下がることもある。また、昼夜の気温差も激しく、日が暮れた場合や身体が濡れるなどした場合、強風域においては体力を奪われて低体温症になるおそれもある。

○ 標高が高くなると積雪や凍結箇所があり、滑落等の防止のため、冬山装備が必要となる場合がある。

(3) この時期に発生する山岳遭難の特徴

- 県外からの登山者による山岳遭難が多く発生
- 富士山での滑落、その他の山での道迷いや、行程遅れによる遭難が発生

(4) 遭難防止対策

- 啓発活動等
 - ・ 南アルプスにおける登山指導
山岳遭難救助隊員が、「沼平登山指導センター」（静岡市葵区田代地先）において、広報紙配布や登山者の装備品点検等の登山指導を実施予定
 - ・ 登山計画書提出者に対する事前指導
登山者から提出された登山計画書の内容確認及び危険な計画に対する改善指導
 - ・ 注意喚起に関する広報
県警地域課公式 Twitter 及び県警ホームページによる広報啓発活動
- 山岳遭難救助体制の確保
連休中の山岳遭難発生時に備え、山岳遭難救助体制を確保する。

(5) 事前訓練の実施

遭難事故発生時の迅速かつ的確な救助を行うため、南アルプスにおいて山岳遭難救助訓練を実施する。

委員が「登山計画書の提出の必要性について、地道に広報をお願いしたい。」「救助活動に従事する隊員も大変だが、二次遭難には十分注意してもらいたい。」と意見した。

4 自転車月間における「しずおか・自転車事故防止3つの柱+1（プラスワン）」定着作戦の実施について【交通部】

(1) 定着作戦の実施期間

令和4年5月1日（日）から5月31日（火）までの1か月間
（自転車活用推進法に基づき実施される「自転車月間」に合わせて実施）

(2) 推進事項

ア 「しずおか・自転車事故防止3つの柱+1（プラスワン）」の周知・定着に向けた取組

- 交通安全教育及び広報啓発活動
交通事故の発生実態を踏まえた交差点や一時停止場所における安全な運転方法や電動アシスト自転車の特性に関する具体的な指導等
- 交通指導取締り
朝の通勤・通学時間帯等自転車の交通量が多い時間帯における交通指導取締り

イ 基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促すための取組

- 交通安全教育及び広報啓発活動
 - ・ 全ての年齢層に対するヘルメット着用の推奨と被視認性の向上
 - ・ 自転車を用いた配達業務中の交通事故防止対策
 - ・ 幼児同乗用自転車の安全利用
 - ・ 自転車の点検整備と損害賠償責任保険等の加入促進
 - ・ 自転車関係事業者への働き掛け
- 交通指導取締り
 - ・ 悪質・危険な交通違反に対する徹底的な指導取締りの強化
 - ・ 自転車運転者講習制度の着実な運用

- ・ 静岡県交通安全指導員及び交通ボランティア等と連携した街頭活動全国一斉取締りの実施
- ・ 警察庁が「全国一斉指導取締日」として指定する5月20日（金）は、県下の重点地区・路線等において自転車利用者に対する指導取締りを強化する。

委員が「成年年齢も引き下がり、高校生であっても、自転車事故の加害者になれば大きな負担を負う可能性があることを周知してもらいたい。」と意見した。

5 第6波における警察職員の新型コロナ感染状況について【警備部】

県警職員等については、

- 第5波までは、全国的な感染拡大傾向とは異なり、職員の感染は少なく、感染源は警察活動に伴うもののみ
- 第6波（令和3年12月～）で、全国的な感染拡大と同様に職員も感染拡大傾向となり、その感染源は家庭内感染が半数を占めたという状況であった。

6 PDCAサイクルに基づく特殊詐欺被害防止対策の推進について【生活安全部】

特殊詐欺被害防止対策について、平成29年6月から「しずおか関所作戦」を推進中であるが、令和4年5月1日から令和5年3月31日までの間を推進期間とし、PDCAサイクルに基づいた対策への見直しを行うとともに、新たに、被害の中心となっている高齢女性に特化した防犯広報戦略を展開することで、効果的な被害抑止を図る。

(1) PDCAサイクルに基づく特殊詐欺被害防止対策

戦略会議を開催して計画を策定し、推進期間を3期に分けて、期ごと対策の見直しを行う。

被害場所及びサギ電話発生場所を分析、被害抑止に効果的な地区を抽出して、各期「推進地区」を選定し、重点活動を実施する。

(2) 高齢女性に特化した特殊詐欺被害防止広報戦略の実施

～ 詐欺から女性の暮らしを守る「さくらセーフティ作戦」 ～

○ 広報重点（下記グラフ参照）

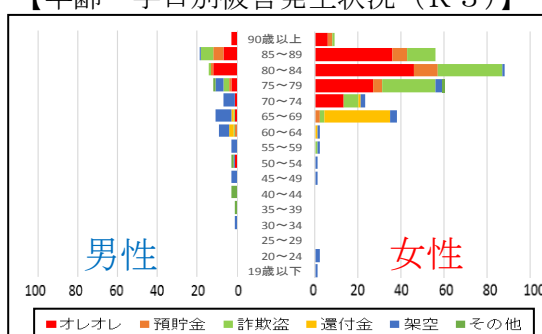
「昭和32年以前生まれの女性」

- ・ 特殊詐欺被害者の9割以上が65歳以上であること
- ・ 65歳以上の被害者のうち8割が女性であること
- ・ 独居及び昼間単独の者が被害に遭うケースが多いこと

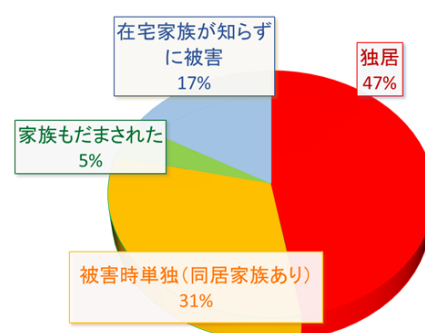
○ 広報活動

PDCAサイクルに基づく推進地区を中心に、広報重点となる高齢独居又は昼間単独世帯に対する戸別訪問による防犯指導を行うとともに、特に、「昭和32年以前に生まれた女性」に対する広報を強化することで、同年代に気付きを与え、犯人に騙されないための「抵抗力の醸成」を図る。

【年齢・手口別被害発生状況（R3）】



【主要3手口女性被害者の居住実態（R3）】



委員が「戸別訪問による指導は大変な手間がかかるが、一番効果が上がるものだと思うので、積極的な実施をお願いしたい。」と意見し、県警が「引き続き、警察だけではなく、金融機関や自治会等の関係機関・団体と連携した特殊詐欺対策を推進していく。」旨説明した。

第2 個別決裁・報告等

- 1 訟務案件について【監察課】
- 2 自転車運転者講習制度にかかる静岡県公安委員会規程の一部改正について【交通企画課】
- 3 「春の全国交通安全運動」期間中の交通事故発生状況等について（速報値）【交通企画課】
- 4 改正道交法の施行に伴う関係公安委員会規程の改定等について【運転免許課】
- 5 公安委員会聴聞（病気事由）該当者について【運転免許課】
- 6 銃砲刀剣類所持等取締法等に基づく通知書等の様式に関する公安委員会規程の一部改正について【生活保安課】
- 7 審査請求の受理報告について【総務課】
- 8 審査請求に伴う審理経過及び裁決について【総務課】
- 9 公安条例の取扱状況について【警備課】
- 10 静岡県監査委員による令和4年度定期監査の実施について【会計課】
- 11 審査請求に係る意見書の受領等について【警察相談課】
- 12 審査請求書の受理等について【警察相談課】
- 13 警察署協議会委員の辞職の申出及び委嘱候補について【総務課】
- 14 公安委員会宛て文書等について【総務課】

第3 運転免許の行政処分

運転免許の取消しにかかる意見の聴取・聴聞の実施結果と処分に関する説明を受け、17件の行政処分を決定した。